○1番菊地葉子君(登壇・拍手)(発言する者あり)私は、日本共産党道議団を代表して、議案 第14号ないし第16号、第18号及び第23号に関する反対討論を行います。

議案第14号は、北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案です。

知事等の特別職の期末手当の支給月数を引き上げようとするもので、その影響額は、知事で10万50円、議員一人当たり6万5250円の増加となります。

道は、財政健全化のため、1999年度から19年間にもわたる長期間、道職員給与の独自縮減措置を行ってきており、この責任は知事等の特別職にあるものと考えます。

道民生活が依然として厳しいままで、知事や議員等の特別職の期末手当の引き上げを行うこと について、道民理解は到底得られるものではありません。

よって、反対です。

議案第15号は、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案です。

北海道人事委員会の勧告に鑑み、北海道職員の給料月額並びに諸手当の額の改定を行うものです。

本条例の改正により、給料月額の平均0.2%程度の引き上げや、期末手当及び勤勉手当の年間 支給月数の引き上げなど、消費税増税分や社会保障の負担増から見て、不十分ではありますが、 一般職である道職員や教職員、警察職員の給与の引き上げには賛成です。

しかし、行政職8級相当以上の職員に係る扶養手当の削減改定には賛成できません。

配偶者に関する手当の削減は、人事政策として不適切であり、本議案には反対です。

同様の理由により、議案第16号、議案第18号についても反対です。

議案第23号は、北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標に関する件です。

中期目標とは、地方独立行政法人法に基づき、札幌医科大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものであり、平成19年度からの第1期中期目標を策定して以来、今回で第3期目です。

この中期目標には、大学の教育研究等の質の向上に関する目標など、さまざまな目標が掲げられていますが、その中に、財務内容の改善に関し、業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度対比1%縮減という数値目標があります。

目標達成に向けた必要な予算の確保は至極当然であり、削減ありきの安易な数値目標を掲げるべきではありません。

また、この数値目標により、教育研究機関としての本来の役割が阻害される懸念も払拭できず、議案第23号には反対です。

以上で反対討論を終わります。(拍手) (発言する者あり)